

官報

号外 昭和三十四年四月九日

第三十一回 衆議院會議録 第三十七号

昭和三十四年四月九日(木曜日)

議事日程 第三十二号

昭和三十四年四月九日

午後一時開議

第一 社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

皇太子殿下の御結婚式に当り院議をもつて天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を差し上げることとし、その文案の起草は議長に任ずるの件(議長発議)

九州地方開発審議会委員の選挙

揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

国民年金法案(内閣提出、参議院回付)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時十七分開議

○議長(加藤鐵五郎君) これより會議を開きます。

皇太子殿下の御結婚式に当り院議をもつて天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を差し上げることとし、その文案の起草は議長に任ずるの件(議長発議)

○議長(加藤鐵五郎君) 皇太子明仁親王殿下には、明四月十日に御結婚の式を行われましますことは、全国民とともに私どもの心からお喜び申し上げるところであります。

本院は、この盛儀にあたり慶祝の意を表するため、特に院議をもつて天皇陛下並びに皇太子殿下に賀詞を差し上げたいと存じます。(拍手)なお、その文案の起草は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

つきましては、議長の手もとにおいて起草いたしました文案を朗読いたします。

天皇陛下に差し上げる賀詞

皇太子明仁親王殿下には、さようの

よき日にあたり、御結婚の式典をあげさせられ、国民のひとしく慶賀にたえないところであります。

ここに衆議院は、國民を代表して、うやうやしく慶祝の誠を表し、あわせて皇室の御繁栄を祈り上げます。

〔拍手〕

皇太子殿下に差し上げる賀詞

皇太子殿下には、さようのよき日にあたり、御結婚の式典をあげさせられ、國民のあけて歡喜にたえないところであります。

ここに衆議院は、國民を代表して、つづしんでこの盛儀を祝し、あわせて兩殿下の御幸福を祈り上げます。

〔拍手〕

ただいま朗読いたしました文案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(加藤鐵五郎君) 起立総員。

〔拍手〕よつて、賀詞の文案は全会一致可決いたしました。(拍手)

御決議になりました賀詞は、御都合を伺いまして差し上げることといたします。

九州地方開発審議会委員の選挙

○議長(加藤鐵五郎君) 一昨七日九州地方開発審議会委員に指名した橋橋渡君から、委員辞退の申し出がありました。よつて、この際同委員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 九州地方開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

昭和三十四年四月九日 衆議院會議録第三十七号 揮発油税法の一部を改正する法律案(参議院回付)外七案

揮発油税法の一部を改正する法律案の参議院回付案、地方道路税法の一部を改正する法律案の参議院回付案、物品税法の一部を改正する法律案の参議院回付案、国民年金法案の参議院回付案、一般職の職員の給与に関する法律案の一部を改正する法律案の参議院回付案、文部省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、總理府設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右八案を一括して議題といたします。

揮発油税法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十四年四月八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 加藤 五郎殿

本院送付案に対する参議院の修正に依る本文を掲ぐ。小字及びハシは参議院修正

第九条中「一万四千八百円」を「一万三千円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月〇一日から施行する。

4 この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所、合計五キロリットル以上の揮発油(揮発油税法第十六条に規定する燈油に該当する揮発油を除く。以下この項及び附則第六項において同じ)を所持する揮発油の

製造者又は販売業者がある場合においては、揮発油税法の適用上、その者が当該販売業者であるときはこれを揮発油の製造者とみなし、この法律の施行の日に当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、これに一キロリットルにつき五千五百円の揮発油税を課する。

5 前項の場合において、その揮発油税額が五万五千円以下のときは、昭和三十四年四月三十日限り、五万五千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日に限り、これを徴収する。

税額五万五千円をこえるとき
昭和三十四年四月及び五月
税額十一万〇〇円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額二十二万〇〇円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額四十四万〇〇円をこえるとき
同年四月から八月まで

6 附則第四項に規定する者は、その所持する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

地方道路税法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十四年四月八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 加藤 五郎殿

本院送付案に対する参議院の修正に依る本文を掲ぐ。小字及びハシは参議院修正

第七條第二項及び第九條第二項中「百八十三分の三十五」を「二百三十八分の三十五」に改める。

第十條第一項中「百八十三分の三十五」を「二百三十八分の三十五」に改め、同條第二項中「百八十三分の百四十八」を「二百三十八分の二百三十八」に改める。

第十一條第一項、第十二條第四項及び第十三條第一項中「百八十三分の三十五」を「二百三十八分の三十五」に改め、「百八十三分の百四十八」を「二百三十八分の二百三十八」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月〇一日から施行する。

物品税法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十四年四月八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 加藤 五郎殿

第一条第一項を次のように改める。
左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニハ本法ニ依リ物品税ヲ課ス

第一種 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
二 真珠及之ヲ用ヒタル製品
三 貴金屬製品(貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム)及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

第二種 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
一 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
二 真珠及之ヲ用ヒタル製品
三 貴金屬製品(貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム)及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

第三種 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
一 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
二 真珠及之ヲ用ヒタル製品
三 貴金屬製品(貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム)及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

第四種 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
一 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
二 真珠及之ヲ用ヒタル製品
三 貴金屬製品(貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム)及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

第五種 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
一 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
二 真珠及之ヲ用ヒタル製品
三 貴金屬製品(貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム)及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

第六種 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
一 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
二 真珠及之ヲ用ヒタル製品
三 貴金屬製品(貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム)及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

第七種 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
一 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
二 真珠及之ヲ用ヒタル製品
三 貴金屬製品(貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム)及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

第八種 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
一 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
二 真珠及之ヲ用ヒタル製品
三 貴金屬製品(貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム)及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

第九種 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
一 貴石及平貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
二 真珠及之ヲ用ヒタル製品
三 貴金屬製品(貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム)及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

九五〇

距三百五厘又ハ氣筒容積四千立方厘ヲ超エルモノヲ謂フ
二 ゴルフボール
三 貴金屬製ノ時計及同部分品並ニ金又ハ白金ヲ用ヒタル時計及同部分品

乙類
四 娛樂用ノモーターボート、スケール及ヨット
五 撞球用具
六 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品
七 電気冷蔵庫及瓦斯冷蔵庫
八 電気、瓦斯又ハ液体燃料ヲ使用スルラジエーター(室内用ノモノニ限ル)又ハルームクーラー

丙類
九 普通乗用自動車但シ第三十七号及第四十八号ニ掲グルモノヲ除ク
十 写真機、写真引伸機、映写機、同部分品及附屬品並ニ現像焼付器具
十一 双眼鏡及隻眼鏡
十二 蓄音器及同部分品
十三 楽器、同部分品及附屬品

丁類
十四 テレビジョン受像機及同部分品但シ第五十一号及第五十二号ニ掲グルモノヲ除ク
十五 扇風機
十六 写真用ノ乾板、フィルム及感光紙
十七 鏡及鏡架
十八 電気、瓦斯又ハ液体燃料ヲ使用スルストーブ

十九 電気器具、瓦斯器具及
液体燃料器具ニシテ別号ニ

掲ゲザルモノ

二十 氷冷蔵庫

二十一 家具

二十二 鉄板並ニ漆器、陶磁
器及硝子製器具ニシテ別号

ニ掲ゲザルモノ

二十三 照明器具

二十四 ネオン管

二十五 煙火類

二十六 薫物及線香類

二十七 蓄音器用ノレコード

二十八 文具類

二十九 アルバム並ニ観賞用
ノ写真及印刷物類

三十 飾物、玩具及遊戯具類
但シ第四十四号ニ掲グルモ
ノ及トランプ類税ヲ課セラ

ルモノヲ除ク

三十一 皮革製品ニシテ別号
ニ掲ゲザルモノ

三十二 靴、トランプ及袋物
類

三十三 帽子、杖及鞭

三十四 喫煙用ライター、電
氣マッチ、煙草入、パイプ
其ノ他ノ喫煙用具

三十五 化粧用具

三十六 化粧品但シ第五十三
号ニ掲グルモノヲ除ク

三十七 小型普通乗用四輪自
動車(電気ヲ動力源トスル
モノニ在リテハ輪距二百五
十四釐以下其ノ他ノモノニ
在リテハ輪距二百五十四釐
以下ニシテ気筒容積千五百
立方釐以下又ハ四輪駆動式
ノモノヲ謂フ)

戊類

三十八 ラジオ聴取機(受信
用真空管ヲ使用セザルモノ
ヲ含ム以下同ジ)但シ第五
十一号ニ掲グルモノヲ除ク

三十九 テープ式磁気録音再
生機

四十 幻燈機及同ケース

四十一 電球類

四十二 時計及同部分品

四十三 魔法瓶及同ケース

四十四 釣用具、スキー用
具、スケート用具、登山用
具、モーターボート、スカ
ー及ヨット

四十五 嗜好飲料但シ第三種
第三号ニ掲グルモノ及酒税
ヲ課セザルモノヲ除ク

四十六 烏龍茶、包種茶、
コーヒ、ココア及此等ノ
代用物

四十七 グルタミン酸ソーダ
ヲ主成分トスル調味料

己類

四十八 乗用三輪自動車及自
動自転車

四十九 金庫

五十 敷物類

五十一 オールウェーブラジ
オ聴取機以外ノラジオ聴取
機ニシテ受信用真空管五個
以下又ハトランジスタ一八
個以下ノモノ及ラジオ聴取
機ノ部分品

五十二 受信用真空管、マイ
クロフォン、拡声用増幅器
及拡声器

五十三 化粧クリーム、化粧
水、化粧下、頭髪用ノ油及

煉油、整髮料、養毛料並ニ
染毛料

五十四 果実エッセンス類

五十五 紙及セロファン

第三種

一 機寸

二 サッカリン、ズルチン、チ
クロヘキシルスルファミン酸
ソーダ、オルソトロールスル
フォアミド、パラフェネチ
ン及チクロヘキシルアミン
(以下人工甘味料ト謂フ)

三 清涼飲料(玉ラムネ等以外
ノ容器ニ充填シタルモノニ限
ル)

附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月
一日から施行する。ただし、改正
後の物品税法(以下「新法」とい
う。第六條第三項の規定中改正に
係る部分及び新法のその他の規定
中次に掲げる物品に係る部分は、
同年五月一日から適用する。

一 第一種第三号に掲げる物品の
うち、改正前の物品税法(以下
「旧法」という。第一條第一項第
二種第二十五号に掲げる物品に
該当するもの

二 第一種第六号に掲げる物品の
うち、旧法第一條第一項第二種
第五十二号に掲げる物品に該当
するもの

三 第一種第七号から第十二号ま
でに掲げる物品

四 第二種第三十八号及び第五十
一号に掲げる物品のうち、受信
用真空管を使用しないラジオ聴
取機

五 第二種第三十九号に掲げる物
品

六 第三種第二号に掲げる物品の
うち、チクロヘキシルスルファミ
ン酸ソーダ、オルソトロール
スルフォアミド、パラフェネチ
ン及びチクロヘキシルアミン

七 この法律の施行期日

八 前項第一号から第三号までに掲げ
る物品で昭和三十四年四月中に製
造場から移出され、又は保税地域
から引き取られるもの(製造場か
ら移出されるものとみなされるも
のを含む)に対する物品税につい
ては、なお従前の例による。

九 昭和三十四年四月一日から昭和
三十六年三月三十一日までの間に
製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる新法第一條
第一項第二種第三十九号に掲げる
テープ式磁気録音再生機に課され
るべき物品税の税率は、新法第二
條第一項の規定にかかわらず、そ
の価格の百分の五とする。

十 次の表の上欄に掲げる法律又は
条約の規定による物品税の免除を
受けて昭和三十四年四月一日前に
第一種の物品の小売業者が販売し
た旧法第一條第一項の第一種の物
品又は当該免除を受けて同年四月
一日(附則第一項第一号から第三
号までに掲げる物品については、
同年五月一日。以下この項におい
て同じ。)前に製造場から移出さ
れ、若しくは保税地域から引き取
られた旧法第一條第一項の第二種
若しくは第三種の物品について、
この法律の施行期日
同年四月一日以後に同表の下欄に
掲げる法律の規定に該当すること
となつた場合における物品税の徴
収については、なお従前の例によ
る。

十一 天然色写真フィルム及び当該方
式に専用される写真生フィルム
(三原色感光剤のうち一色の感光
剤が塗布されているものに限り、
撮影用のものを除く)に
課されるべき物品税の税率は、新
法第二條第一項の規定にかかわら
ず、その価格の百分の十とする。

十二 この法律の施行期日

十三 昭和三十四年五月一日から昭和
三十六年三月三十一日までの間に
製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる新法第一條
第一項第二種第三十九号に掲げる
テープ式磁気録音再生機に課され
るべき物品税の税率は、新法第二
條第一項の規定にかかわらず、そ
の価格の百分の五とする。

十四 次の表の上欄に掲げる法律又は
条約の規定による物品税の免除を
受けて昭和三十四年四月一日前に
第一種の物品の小売業者が販売し
た旧法第一條第一項の第一種の物
品又は当該免除を受けて同年四月
一日(附則第一項第一号から第三
号までに掲げる物品については、
同年五月一日。以下この項におい
て同じ。)前に製造場から移出さ
れ、若しくは保税地域から引き取
られた旧法第一條第一項の第二種
若しくは第三種の物品について、
この法律の施行期日
同年四月一日以後に同表の下欄に
掲げる法律の規定に該当すること
となつた場合における物品税の徴
収については、なお従前の例によ
る。

十五 天然色写真フィルム及び当該方
式に専用される写真生フィルム
(三原色感光剤のうち一色の感光
剤が塗布されているものに限り、
撮影用のものを除く)に
課されるべき物品税の税率は、新
法第二條第一項の規定にかかわら
ず、その価格の百分の十とする。

十六 この法律の施行期日

十七 昭和三十四年五月一日から昭和
三十六年三月三十一日までの間に
製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる新法第一條
第一項第二種第三十九号に掲げる
テープ式磁気録音再生機に課され
るべき物品税の税率は、新法第二
條第一項の規定にかかわらず、そ
の価格の百分の五とする。

十八 次の表の上欄に掲げる法律又は
条約の規定による物品税の免除を
受けて昭和三十四年四月一日前に
第一種の物品の小売業者が販売し
た旧法第一條第一項の第一種の物
品又は当該免除を受けて同年四月
一日(附則第一項第一号から第三
号までに掲げる物品については、
同年五月一日。以下この項におい
て同じ。)前に製造場から移出さ
れ、若しくは保税地域から引き取
られた旧法第一條第一項の第二種
若しくは第三種の物品について、
この法律の施行期日
同年四月一日以後に同表の下欄に
掲げる法律の規定に該当すること
となつた場合における物品税の徴
収については、なお従前の例によ
る。

十九 天然色写真フィルム及び当該方
式に専用される写真生フィルム
(三原色感光剤のうち一色の感光
剤が塗布されているものに限り、
撮影用のものを除く)に
課されるべき物品税の税率は、新
法第二條第一項の規定にかかわら
ず、その価格の百分の十とする。

二十 この法律の施行期日

二十一 昭和三十四年五月一日から昭和
三十六年三月三十一日までの間に
製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる新法第一條
第一項第二種第三十九号に掲げる
テープ式磁気録音再生機に課され
るべき物品税の税率は、新法第二
條第一項の規定にかかわらず、そ
の価格の百分の五とする。

二十二 次の表の上欄に掲げる法律又は
条約の規定による物品税の免除を
受けて昭和三十四年四月一日前に
第一種の物品の小売業者が販売し
た旧法第一條第一項の第一種の物
品又は当該免除を受けて同年四月
一日(附則第一項第一号から第三
号までに掲げる物品については、
同年五月一日。以下この項におい
て同じ。)前に製造場から移出さ
れ、若しくは保税地域から引き取
られた旧法第一條第一項の第二種
若しくは第三種の物品について、
この法律の施行期日
同年四月一日以後に同表の下欄に
掲げる法律の規定に該当すること
となつた場合における物品税の徴
収については、なお従前の例によ
る。

二十三 天然色写真フィルム及び当該方
式に専用される写真生フィルム
(三原色感光剤のうち一色の感光
剤が塗布されているものに限り、
撮影用のものを除く)に
課されるべき物品税の税率は、新
法第二條第一項の規定にかかわら
ず、その価格の百分の十とする。

二十四 この法律の施行期日

二十五 昭和三十四年五月一日から昭和
三十六年三月三十一日までの間に
製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる新法第一條
第一項第二種第三十九号に掲げる
テープ式磁気録音再生機に課され
るべき物品税の税率は、新法第二
條第一項の規定にかかわらず、そ
の価格の百分の五とする。

二十六 次の表の上欄に掲げる法律又は
条約の規定による物品税の免除を
受けて昭和三十四年四月一日前に
第一種の物品の小売業者が販売し
た旧法第一條第一項の第一種の物
品又は当該免除を受けて同年四月
一日(附則第一項第一号から第三
号までに掲げる物品については、
同年五月一日。以下この項におい
て同じ。)前に製造場から移出さ
れ、若しくは保税地域から引き取
られた旧法第一條第一項の第二種
若しくは第三種の物品について、
この法律の施行期日
同年四月一日以後に同表の下欄に
掲げる法律の規定に該当すること
となつた場合における物品税の徴
収については、なお従前の例によ
る。

二十七 天然色写真フィルム及び当該方
式に専用される写真生フィルム
(三原色感光剤のうち一色の感光
剤が塗布されているものに限り、
撮影用のものを除く)に
課されるべき物品税の税率は、新
法第二條第一項の規定にかかわら
ず、その価格の百分の十とする。

二十八 この法律の施行期日

二十九 昭和三十四年五月一日から昭和
三十六年三月三十一日までの間に
製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる新法第一條
第一項第二種第三十九号に掲げる
テープ式磁気録音再生機に課され
るべき物品税の税率は、新法第二
條第一項の規定にかかわらず、そ
の価格の百分の五とする。

三十 次の表の上欄に掲げる法律又は
条約の規定による物品税の免除を
受けて昭和三十四年四月一日前に
第一種の物品の小売業者が販売し
た旧法第一條第一項の第一種の物
品又は当該免除を受けて同年四月
一日(附則第一項第一号から第三
号までに掲げる物品については、
同年五月一日。以下この項におい
て同じ。)前に製造場から移出さ
れ、若しくは保税地域から引き取
られた旧法第一條第一項の第二種
若しくは第三種の物品について、
この法律の施行期日
同年四月一日以後に同表の下欄に
掲げる法律の規定に該当すること
となつた場合における物品税の徴
収については、なお従前の例によ
る。

三十一 天然色写真フィルム及び当該方
式に専用される写真生フィルム
(三原色感光剤のうち一色の感光
剤が塗布されているものに限り、
撮影用のものを除く)に
課されるべき物品税の税率は、新
法第二條第一項の規定にかかわら
ず、その価格の百分の十とする。

三十二 この法律の施行期日

三十三 昭和三十四年五月一日から昭和
三十六年三月三十一日までの間に
製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる新法第一條
第一項第二種第三十九号に掲げる
テープ式磁気録音再生機に課され
るべき物品税の税率は、新法第二
條第一項の規定にかかわらず、そ
の価格の百分の五とする。

三十四 次の表の上欄に掲げる法律又は
条約の規定による物品税の免除を
受けて昭和三十四年四月一日前に
第一種の物品の小売業者が販売し
た旧法第一條第一項の第一種の物
品又は当該免除を受けて同年四月
一日(附則第一項第一号から第三
号までに掲げる物品については、
同年五月一日。以下この項におい
て同じ。)前に製造場から移出さ
れ、若しくは保税地域から引き取
られた旧法第一條第一項の第二種
若しくは第三種の物品について、
この法律の施行期日
同年四月一日以後に同表の下欄に
掲げる法律の規定に該当すること
となつた場合における物品税の徴
収については、なお従前の例によ
る。

三十五 天然色写真フィルム及び当該方
式に専用される写真生フィルム
(三原色感光剤のうち一色の感光
剤が塗布されているものに限り、
撮影用のものを除く)に
課されるべき物品税の税率は、新
法第二條第一項の規定にかかわら
ず、その価格の百分の十とする。

三十六 この法律の施行期日

三十七 昭和三十四年五月一日から昭和
三十六年三月三十一日までの間に
製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる新法第一條
第一項第二種第三十九号に掲げる
テープ式磁気録音再生機に課され
るべき物品税の税率は、新法第二
條第一項の規定にかかわらず、そ
の価格の百分の五とする。

三十八 次の表の上欄に掲げる法律又は
条約の規定による物品税の免除を
受けて昭和三十四年四月一日前に
第一種の物品の小売業者が販売し
た旧法第一條第一項の第一種の物
品又は当該免除を受けて同年四月
一日(附則第一項第一号から第三
号までに掲げる物品については、
同年五月一日。以下この項におい
て同じ。)前に製造場から移出さ
れ、若しくは保税地域から引き取
られた旧法第一條第一項の第二種
若しくは第三種の物品について、
この法律の施行期日
同年四月一日以後に同表の下欄に
掲げる法律の規定に該当すること
となつた場合における物品税の徴
収については、なお従前の例によ
る。

三十九 天然色写真フィルム及び当該方
式に専用される写真生フィルム
(三原色感光剤のうち一色の感光
剤が塗布されているものに限り、
撮影用のものを除く)に
課されるべき物品税の税率は、新
法第二條第一項の規定にかかわら
ず、その価格の百分の十とする。

四十 この法律の施行期日

四十一 昭和三十四年五月一日から昭和
三十六年三月三十一日までの間に
製造場から移出され、又は保税
地域から引き取られる新法第一條
第一項第二種第三十九号に掲げる
テープ式磁気録音再生機に課され
るべき物品税の税率は、新法第二
條第一項の規定にかかわらず、そ
の価格の百分の五とする。

四十二 次の表の上欄に掲げる法律又は
条約の規定による物品税の免除を
受けて昭和三十四年四月一日前に
第一種の物品の小売業者が販売し
た旧法第一條第一項の第一種の物
品又は当該免除を受けて同年四月
一日(附則第一項第一号から第三
号までに掲げる物品については、
同年五月一日。以下この項におい
て同じ。)前に製造場から移出さ
れ、若しくは保税地域から引き取
られた旧法第一條第一項の第二種
若しくは第三種の物品について、
この法律の施行期日
同年四月一日以後に同表の下欄に
掲げる法律の規定に該当すること
となつた場合における物品税の徴
収については、なお従前の例によ
る。

四十三 天然色写真フィルム及び当該方
式に専用される写真生フィルム
(三原色感光剤のうち一色の感光
剤が塗布されているものに限り、
撮影用のものを除く)に
課されるべき物品税の税率は、新
法第二條第一項の規定にかかわら
ず、その価格の百分の十とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
物品税法第十一条第一項	同法第十一条第三項
物品税法第十二条第一項	同法第十二条第二項
物品税法第十三条第一項	同法第十三条第二項若しくは第十三条第三項若しくは第十八条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和二十年法律第三十七号)第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項	同法第七條第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百一十一号)第九條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百一十一号)第九條第三項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百一十二号)第七條	同法第八條
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百一十二号)第二条第一項

7 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定による物品税の免除を受けて昭和三十四年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる附則第三項に規定する物品について、同年四月一日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することと

8 前項の規定は、同項に規定する物品税の税率は、その価格の百分の三十とする。

物品税の免除を受けて昭和三十四年五月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取

9 昭和三十四年五月一日前日から引き続き製造する物品のうち、第三号までに掲げる物品の小売業を営み、又は同項第四号から第六号までに掲げる物品を製造する者は、同項以後一月以内に、その販売場又は製造場の位置その他政令で定める事項をその所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

一 第一種第三号に掲げる物品のうち、旧法第一條第一項第二種第五号に掲げる物品に該当するもの

二 第一種第六号に掲げる物品のうち、旧法第一條第一項第二種第五号に掲げる物品に該当するもの

三 第一種第七号から第十一号までに掲げる物品

四 第二種第三十八号及び第五十一号に掲げる物品のうち、受信用装置を使用しないラジオ受取機

五 第二種第三十九号に掲げる物品

六 第三種第三号に掲げる物品のうち、チタロヘキシルスルホン酸ソーダ、オルソトリニルスルホン酸、パラフェネチジン及びチクロヘキシルアミン

この法律の施行期日
昭和三十四年五月一日前日から引き続き新法第六條第三項の規定により同項の指示をすることにより第二種又は第三種の物品の製造とみなされる行為をする者は、この法律の施行期日
同日以後一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令

10 昭和三十四年五月一日前日から引き続き新法第六條第三項の規定により同項の指示をすることにより第二種又は第三種の物品の製造とみなされる行為をする者は、この法律の施行期日
同日以後一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令

11 前二項の規定による申告をした者は、昭和三十四年五月一日に新法第十五條の規定による申告をした者とみなす。

12 附則第九項及び新法第十八條第一項第一号の規定は、附則第九項に規定する者で昭和三十四年五月一日以後一月以内に小売業又は製造を廃止するものについては、適用しない。

13 附則第十項及び新法第十八條第一項第一号の規定は、附則第十項に規定する者で昭和三十四年五月一日以後一月以内に同項の行為をしないこととなるものについては、適用しない。

14 ○この法律の施行期日
○サッカリン又はズルチン(以下「サッカリン等」といふ。)を原料とする調味用固型人工甘味料の製造者が昭和三十四年四月一日にその製造場において旧法第十二條第一項の規定の適用を受けたサッカリン等を所持する場合には、その製造場をサッカリン等の製造場とみなし、その者をサッカリン等の製造者とみなす。

15 ○この法律の施行期日
○サッカリン等を原料とする調味用固型人工甘味料の製造者が昭和三十四年四月一日にその製造場において当該調味用固型人工甘味料(他の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたもの

で、当該移出又は引取につき物品税を徴収された、又は徴収されるべきものを除く。)を所持する場合については、その者が製造者として同項にこれに使用されたサッカリン等の量に相当する量のサッカリン等をサッカリン等の製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。

16 昭和三十四年五月一日に製造場又は保税地域以外の場所であつて第一項第四号に掲げる物品を百個以上、同項第五号に掲げる物品を三十個以上又は同項第六号に掲げる物品を一トン以上所持することこれらの物品の製造者又は販売業者がある場合には、当該物品については、その者が製造者として同項にこれに使用されたサッカリン等をサッカリン等の製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。

この法律の施行期日
昭和三十四年五月一日に製造場又は保税地域以外の場所であつて第一項第四号に掲げる物品を百個以上、同項第五号に掲げる物品を三十個以上又は同項第六号に掲げる物品を一トン以上所持することこれらの物品の製造者又は販売業者がある場合には、当該物品については、その者が製造者として同項にこれに使用されたサッカリン等をサッカリン等の製造場から移出したものとみなして、物品税を課する。

18 附則第十五項に規定する者は、その所持するサッカリン等を原料とする調味用固型人工甘味料で同項の規定に該当するものを貯蔵する製造場及びその製造場としての重量を記載した申告書を、昭和三十三年四月二十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

19 附則第十六項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所ごとに品目別の数量及び価格を記載した申告書を、昭和三十三年四月二十日までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

21 昭和三十三年五月一日に製造場以外の場所において販売業者が所持する附則第一項第一号から第三号までに掲げる物品については、新法第四条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、物品税を免除する。

24 物品税法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「十四インチ」を「三十六センチメートル」に改める。

附則第三項中「当分の間、」を「昭和二十九年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に」に改める。

国民年金法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十三年四月八日

参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 加藤 謙五郎殿

目次

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 被保険者(第七条 第十四条)

第三章 年金給付

第一節 通則(第十五条 第二十五条)

第二節 老齢年金(第二十六条 第二十九条)

第三節 障害年金(第三十条 第三十六条)

第四節 母子年金、遺児年金及び寡婦年金

第一款 母子年金(第三十七条 第四十一条)

第二款 遺児年金(第四十二条 第四十八条)

第三款 寡婦年金(第四十九条 第五十二条)

第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金(第五十三条 第六十八条)

第六節 給付の制限(第六十九条 第七十三条)

第四章 被保険者及び年金給付に関する経過的特例

第一節 経過措置(第七十四条 第七十九条)

第二節 援護年金の特別支給(第八十条 第八十三条)

第五十五条 福祉施設(第八十四条)

第六节 費用(第八十五条 第一百条)

第七章 審査の請求(第一百一条)

第八章 雑則(第一百二条 第一百十四条)

第九章 罰則(第一百一十一条 第一百四十四条)

附則

(老齢援護年金の支給要件)

第五十三条 保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえる者が七十歳に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しない場合において、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。ただし、その者が、七十歳に達した日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する老齢年金は、老齢援護年金と称する。

(老齢援護年金の額)

第五十四条 老齢援護年金の額は、一万二千元とする。

(老齢援護年金の失権)

第五十五条 老齢援護年金の受給権は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内

に住所を有しなくなつたときは、消滅する。

(障害援護年金の支給要件)

第五十六条 疾病にかかり又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、障害認定日においてその傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第三十条に定める障害年金の支給要件に該当しない場合において、これに該当するものとみなして、その者に障害年金を支給する。ただし、その者が、廃疾認定日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 初診日において被保険者であつた者については、初診日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合において、その期間のうち保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ 初診日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間(その者が二十歳に達した後の期間に限る)が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

二 初診日において被保険者でなかつた者については、初診日において六十五歳未満であり、かつ、初診日の前日において第五

十三条第一項に規定する老齢援護年金の支給要件に該当したこと。

2 前項の規定により支給する障害年金は、障害援護年金と称する。

(障害援護年金の額)

第五十八条 障害援護年金の額は、一万八千元とする。

(障害援護年金の失権)

第五十九条 障害援護年金の受給権は、第三十五条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、日本国内に住所を有しなくなつたとき、又は別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

(障害援護年金についての適用除外規定)

第六十条 第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、障害援護年金に關しては、適用しない。

(母子援護年金の支給要件)

第六十一条 夫が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれにも該当せず、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて、義務教育終了前(十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合

には、その在學する間を含む。以下同じ。の(夫の死亡の當時夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、第三十七條第一項に定める母子年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に母子年金を支給する。ただし、その者が、夫の死亡日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

二 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続く三年間(その妻が二十歳に達した後の期間に限る。)が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

三 第三十七條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により支給する母子年金は、母子援護年金と称する。

(母子援護年金の額)

第六十二條 母子援護年金の額は、一万二千元とする。

第六十三條 母子援護年金の額は、妻が母子援護年金の受給権を取得した当時第六十一條第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者

と生計を同じくした子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき二千四百円を加算した額とする。

2 第三十九條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定によりその額が加算された母子援護年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 第三十九條第三項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 二十五歳に達した日の属する学年の末日が終了したとき。ただし、同日以後引き続き中学校教育又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在學するときは、これを除く。

三 前号ただし書に該当する場合において、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在學しなくなつたとき。

(母子援護年金の失権)

第六十四條 母子援護年金の受給権は、第四十條第一項の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。子が一人であるときはその子が、子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての子が、前条第三項各

号のいずれかに該当するに至つたときも、同様とする。

2 第四十條第二項の規定は、母子援護年金に關しては適用しない。

(援護年金の支給停止)

第六十五條 老齢援護年金、障害援護年金及び母子援護年金(以下「援護年金」という。)は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一 公的年金各法に基く年金たる給付を受けることができること。

二 監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき。

2 前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を停止されているときは、同項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が第三十六條又は第四十一條第一項に規定する給付が行われることによるものであるときは、この限りでない。

3 援護年金の額が、第二項第一号に規定する給付の額(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額)をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規

定にかかわらず、当該援護年金の支給を停止しない。

4 援護年金は、受給権者が前年において十三万円(受給権者が前年の十二月三十一日において受給権者又はその配偶者の子であつて義務教育終了前のものの生計を維持したときは、十三万円にその子一人につき一万五千円を加算した額とする。)をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

5 第一項第一号に規定する給付の額の計算方法並びに前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第六十六條 老齢援護年金又は障害援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)は、その受給権者の配偶者が六千円をこえる額の公的年金各法に基く年金たる給付(その額の全部につき支給を停止されているものを除くものとし、その額の一部につき支給を停止されている給付にあつては、その停止されていない部分の額が六千円をこえるものに限り。)を受けることができるときは、その期間、その年金額のうち当該公的年金各法に基く年金たる給付の額から六千円を控除した額(その額が六千円をこえるときは、六千円とする。)に相当する部分の支給を停止する。

2 前条第五項の規定は、前項に規定する公的年金各法に基く年金たる給付の額の計算方法について準用する。

3 夫及び妻がともに老齢援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受けることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する老齢援護年金は、それぞれその年金額のうちの三千円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が老齢援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を、他方が障害援護年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受けることができる場合における当該老齢援護年金については、同様とする。

4 老齢援護年金及び障害援護年金は、受給権者の配偶者の所得につき、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定により計算した前年分の所得税額(この所得税額を計算する場合には、同法第十五條の六及び第十五條の八の規定を適用しないものとする。次項において同じ。)があるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

5 老齢援護年金及び障害援護年金は、受給権者の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七條第一項に定める扶養義務者で当

該受給権者の生計を維持するものの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、給付所得の収入金額が五十万円であり、かつ、同法に規定する扶養親族が五人である者が通常納付すべき同年分の所得税額として政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十七條 母子^{福祉}援護年金は、妻が夫又は妻の二十五歳以上の子と生計を同じくするときは、その期間、その支給を停止する。ただし、その子が長期の疾病又は負傷、廢疾、失業その他これらに準

ずる状態にあるときは、この限りでない。

(支払期月の特例)

第六十八條 ^{福祉}援護年金は、第十八條第三項本文の規定にかかわらず、毎年一月、五月及び九月の三期に、それぞれの前月までの分を支払うものとする。

(老齡^{福祉}援護年金の受給資格期間等についての特例)

第七十八條 次の表の上欄に掲げる者については、第五十三條第一項(第五十六條第一項の規定を適用する場合を含む。)中「三十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のよ

明治四十四年四月一日から明治四十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十九歳をこえ、五十歳をこえない者)	四年
明治四十五年四月一日から大正二年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者)	五年
大正二年四月一日から大正三年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者)	六年
大正三年四月一日から大正五年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十五歳をこえ、四十七歳をこえない者)	七年
大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者)	八年
大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者)	九年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者)	十年
大正八年四月一日から大正十年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえ、四十二歳をこえない者)	十一年
大正十年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)	十二年

大正十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十八歳をこえ、二十九歳をこえない者)	十三年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十七歳をこえ、二十八歳をこえない者)	十四年
大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十六歳をこえ、二十七歳をこえない者)	十五年
大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十五歳をこえ、二十六歳をこえない者)	十六年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十四歳をこえ、二十五歳をこえない者)	十七年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十三歳をこえ、二十四歳をこえない者)	十八年
昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十二歳をこえ、二十三歳をこえない者)	十九年
昭和四年四月一日から昭和六年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十歳をこえ、二十二歳をこえない者)	二十年
昭和六年四月一日から昭和七年三月三十一日までの間に生まれた者	(十九歳をこえ、二十歳をこえない者)	二十一年
昭和七年四月一日から昭和八年三月三十一日までの間に生まれた者	(十八歳をこえ、十九歳をこえない者)	二十二年
昭和八年四月一日から昭和九年三月三十一日までの間に生まれた者	(十七歳をこえ、十八歳をこえない者)	二十三年
昭和九年四月一日から昭和十年三月三十一日までの間に生まれた者	(十六歳をこえ、十七歳をこえない者)	二十四年
昭和十年四月一日から昭和十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(十五歳をこえ、十六歳をこえない者)	二十五年
昭和十一年四月一日から昭和十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(十四歳をこえ、十五歳をこえない者)	二十六年
昭和十二年四月一日から昭和十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(十三歳をこえ、十四歳をこえない者)	二十七年
昭和十三年四月一日から昭和十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(十二歳をこえ、十三歳をこえない者)	二十八年
昭和十四年四月一日から昭和十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(十一歳をこえ、十二歳をこえない者)	二十九年

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

(障害^{福祉}援護年金及び母子^{福祉}援護年金の受給資格期間についての特例)

第七十九條 昭和十六年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者)については、第五十六條第一項第一号ロ中「その者が二十歳に達した後の期間」とあり、第六十一條第一項第二号中「その妻が二十歳に達した後の期間」とあるのは、「昭和三十六年四月一日以後の期間」と読み替えるものとする。

第二節 ^{福祉}援護年金の特別支給

(老齡^{福祉}援護年金の特別支給)

第八十條 明治二十二年十一月一日以前に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳以上である者)には、第五十三條第一項本文の規定にかかわらず、昭和十四年十一月一日に、同条の老齡^{福祉}援護年金を支給する。

2 明治二十二年十一月二日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳未満である者のうち、昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)が七十歳に達したときは、第五十三條第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の老齡^{福祉}援護年金を支給

（障害援護年金の特別支給）

以前に生まれた者（昭和三十四年十一月一日において二十歳以上である者）が、昭和三十四年十一月一日以前になおつた傷病により、昭和三十四年十一月一日において

別表に定める一級に該当する程度の
 廃疾の状態にあるときは、第五
 十六条第一項本文の規定にかかわ
 らず、その者に同条の障害^{福祉}援護年
 金を支給する。

2 初診日が昭和三十四年十一月一日前である傷病が同日以後になおつた者又は初診日が同日以後昭和三十六年三月三十一日以前である傷病がなおつた者が、そのなおつた日において、当該傷病により別表に定める一級に該当する程度の療疾の状態にあるときも、前項と同様とする。ただし、初診日において二十歳未満であつた者又は療疾認定日において七十歳以上であつた者については、この限りでない。

3 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者）であつて、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病がなおつ

(母子援護年金の特別支給)

第八十二条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した昭和十四年十一月一日以前に生まれた妻（昭和三十四年十一月一日において二十歳以上である者）が、昭和三十四年十一月一日において、夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）の生計を維持するときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子援護^{撫養}年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

る。

昭和三十三年十一月一日以後昭和
三十四年十一月一日以後昭和

和三十六年三月三十一日以前に夫
が死亡した場合において、夫の死
亡の当時夫によつて生計を維持し
た二十歳以上六十歳未満である妻
が、夫の死亡の当時、夫又は妻の
子であつて義務教育終了前のもの
(夫の死亡の当時夫によつて生計
を維持した者に限る。)と生計を同
じくするときは、第六十一条第一
項本文の規定にかかわらず、その
者に同条の母子福祉援護年金を支給す
る。

明治四十四年三月三十一日以前に生まれた妻（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者）であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫が死亡し、夫の死亡の當時夫によつて生計を維持したもの（夫の死亡日において六十歳以上であつた者を除く）が、夫の死亡の當時夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの（夫の死亡の當時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときも、前項と同様とする。ただし、当該夫の死亡について第三十七条又は第六十一条第一項の規定によ

第三十七條第二項の規定は、前三項の場合に準用する。

(裁定に關する特例)

第八十三条 前三条の規定により支

給する（初禮）援護年金の受給権の裁定は、第十六条の規定にかかわらず、受給権者の請求に基いて、都道府県知事が行うものとする。

前三条の規定により、**援護年金**の

受給権を取得した者が第六十五条第一項第一号に該当するときは、引き続きこれに該当する間、その者は、前項の請求をすることができない。ただし、同条第二項又は第三項の規定に該当するときは、この限りでない。

〔国庫負担〕

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項及び第三項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てゐるため、当該年度において納付された保険料の総額の二分の一に相当する額を負担する。

② 国庫は、（補給）援護年金の給付に要する費用を負担する。

。 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

第八十九条 被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月前における直近の基準月か

らこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

一 障害年金又は母子福祉援護年金の受給権者であるとき。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助又はらい予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号）によるこれに相当する援助を受けるとき。

三 国立のらい療養所その他の施設であつて、厚生省令で定めるものに収容されるとき。

（受給格者に關する調査）

第百七条 厚生大臣又は都道府県知事

事は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、廃疾の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、障害年金の受給権者、別表に定める程度の障害の状態にあることにより、遺児年金の受給権を有し、若しくは母子年金が支給され、若しくはその額が加算されている子又は疾病、負傷若しくは障害の状態にある

ることにより第六十七条ただし書の規定によつて母子^{福祉}年金の支給が停止されてい、ない子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の痼疾、疾病若しくは負傷の状態を診断させることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診断について準用する。

附 則

(^{福祉}年金の裁定の請求等に関する経過措置)

第三條 第八十條第一項、第八十一條第一項又は第八十二條第一項の規定に該当すべき者は、昭和三十四年十一月一日前においても、同日にこれらの規定に該当することを条件として、当該^{福祉}年金について受給権の裁定の請求の手續をとることができる。

2 第八十條第一項、第八十一條第一項又は第八十二條第一項の規定による^{福祉}年金の支給は、昭和三十四年十一月から始めるものとする。

3 昭和三十五年における^{福祉}年金の支払については、第六十八條中「一月」とあるのは、「三月」と読み替へるものとする。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十四年四月八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤謙五郎殿

(本院送付案に対する参議院の修正に依る本文を掲ぐ。不足及びは参議院修正)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一條 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條の四第二項中「支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に應じて、左の各号に掲げる割合(十二月十五日に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の二百八十を乗じて得た割合)を乗じて得た額とする。」を「六月十五日に支給する場合においては百分の六十五、十二月十五日に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に應じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。」に、「百分の五十」を「百分の百」に、「百分の三十」を「百分の六十」に、「百分の十五」を「百分の三十」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

号	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額	俸月 給額
1	60,360	44,230	31,770	21,300	16,370	12,680	10,680	6,830
2	62,870	46,540	33,550	22,460	17,310	13,530	11,210	7,040
3	65,390	48,840	35,330	23,710	18,260	14,470	11,950	7,360
4	67,900	51,150	37,110	24,970	19,210	15,420	12,680	7,780
5	70,410	53,450	38,890	26,220	20,260	16,370	13,530	8,200
6	72,920	55,750	40,670	27,480	21,300	17,310	14,470	9,020
7	75,440	58,060	42,450	28,840	22,460	18,260	15,420	9,850
8	78,580	60,360	44,230	30,310	23,710	19,210	16,370	10,680
9	81,720	62,870	46,540	31,770	24,970	20,260	17,310	11,210
10		65,390	48,840	33,550	26,220	21,300	18,260	11,950
11		67,900	51,150	35,330	27,480	22,460	19,210	12,680
12			53,450	37,110	28,840	23,710	20,260	13,530
13				38,890	30,310	24,970	21,300	14,470
14				40,670	31,770	26,220	22,460	15,420
15				42,450		27,480	23,710	16,370

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二條及び附則第三項に規定する職目を除く。

行政職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸給月額	昇期	給開	俸給月額	昇期	給開	俸給月額	昇期	給開	俸給月額	昇期	給開	俸給月額	昇期	給開
1	17,510	9	月	12,490	9	月	10,080	9	月	6,940	9	月	5,600	6	月
2	18,040	9	月	13,120	9	月	10,600	9	月	7,250	9	月	5,700	6	月
3	18,570	9	月	13,750	9	月	11,230	9	月	7,570	9	月	5,810	6	月
4	19,100	9	月	14,370	9	月	11,860	9	月	7,880	9	月	5,910	6	月
5	19,630	9	月	15,000	9	月	12,490	9	月	8,200	9	月	6,120	6	月
6	20,260	9	月	15,630	9	月	13,120	9	月	8,610	9	月	6,320	6	月
7	20,880	9	月	16,260	9	月	13,750	9	月	9,030	9	月	6,530	6	月
8	21,510	9	月	16,890	9	月	14,370	9	月	9,560	9	月	6,730	6	月
9	22,140	9	月	17,510	9	月	15,000	9	月	10,080	9	月	6,940	9	月
10	22,770	9	月	18,040	9	月	15,630	9	月	10,600	9	月	7,250	9	月
11	23,400	9	月	18,570	9	月	16,260	12	月	11,230	9	月	7,570	9	月
12	24,030	9	月	19,100	9	月	16,890	12	月	11,860	12	月	7,880	9	月
13	24,650	12	月	19,630	9	月	17,510	12	月	12,490	12	月	8,200	9	月
14	25,280	12	月	20,260	9	月	18,040	12	月	13,120	12	月	8,610	9	月
15	25,910	12	月	20,880	12	月	18,570	15	月	13,750	15	月	9,030	12	月
16	26,540	12	月	21,510	12	月	19,100	15	月	14,370	15	月	9,560	12	月
17	27,170	15	月	22,140	12	月	19,630	15	月	15,000	15	月	10,080	12	月
18	27,800	15	月	22,770	12	月	20,260	15	月	15,630	15	月	10,600	15	月
19	28,420	15	月	23,400	15	月	20,880	15	月	16,260	15	月	11,230	15	月
20	29,050	15	月	24,030	15	月	21,510	15	月	16,890	15	月	11,860	15	月
21	29,680	15	月	24,650	15	月	22,140	15	月	17,510	15	月	12,490	15	月
22	30,310	15	月	25,280	15	月	22,770	18	月	18,040	15	月	13,120	15	月
23	30,940	15	月	25,910	15	月	23,400	18	月	18,570	15	月	13,750	15	月
24	31,560	18	月	26,540	18	月	24,030	18	月	19,100	18	月	14,370	15	月
25	32,190	18	月	27,170	18	月	24,650	18	月	19,630	18	月	15,000	15	月
26	32,820			27,800			25,280			20,260	18	月	15,630	15	月
27										20,880	18	月	16,260	15	月
28										21,510			16,890	15	月
29													17,510	18	月
30													18,040	18	月
31													18,570	18	月
32													19,100	18	月
33													19,630		

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

号俸 職 の 意 義	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	38,890	12	31,770	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	12,150	12	7,460	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	7,990	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,510	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,030	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	9,760	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	10,490	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	11,320	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	26,220	12	21,300	12	18,260	12	12,150	12
9			46,540	24	35,330	12	27,480	12	22,460	12	19,210	12	12,680	12
10			48,840		37,110	18	28,840	15	23,710	12	20,260	12	13,530	12
11					38,890	21	30,310	18	24,970	18	21,300	15	14,470	15
12					40,670	24	31,770	21	26,220	18	22,460	18	15,420	21
13					42,450		33,550	24	27,480	21	23,710	21	16,370	24
14							35,330		28,840	24	24,970	24	17,310	
15									30,310		26,220			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

号俸 職 の 意 義	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間	俸給月額	昇給期間
1	38,890	12	31,770	12	23,710	12	16,370	12	12,150	12	9,450	12	8,090	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	17,310	12	12,680	12	10,280	12	8,510	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	8,930	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	19,210	12	14,470	12	12,150	12	9,450	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,280	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	22,460	12	17,310	12	14,470	12	12,150	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	12
9			46,540	24	35,330	12	24,970	12	19,210	12	16,370	12	13,530	12
10			48,840		37,110	18	26,220	12	20,260	12	17,310	12	14,470	12
11					38,890	21	27,480	12	21,300	12	18,260	12	15,420	12
12					40,670	24	28,840	15	22,460	18	19,210	12	16,370	12
13					42,450		30,310	18	23,710	18	20,260	12	17,310	12
14							31,770	21	24,970	21	21,300	18	18,260	12
15							33,550	24	26,220	21	22,460	18	19,210	12
16							35,330		27,480	24	24,710	21	20,260	12
17									28,840	24	24,970	21	21,300	18
18									30,310	24	26,220	24	22,460	21
19											27,480	24	23,710	21
20											28,840		24,970	24
21													26,220	24
22													27,480	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表 (二)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級		8 等 級	
	俸 月	昇給 月	俸 月	昇給 月	俸 月	昇給 月	俸 月	昇給 月	俸 月	昇給 月	俸 月	昇給 月	俸 月	昇給 月	俸 月	昇給 月
1	38,890	12	31,770	12	23,710	12	18,260	12	14,470	12	12,150	12	7,780	12	6,230	12
2	40,670	12	33,550	12	24,970	12	19,210	12	15,420	12	12,680	12	8,200	12	6,530	12
3	42,450	12	35,330	12	26,220	12	20,260	12	16,370	12	13,530	12	8,820	12	6,940	12
4	44,230	12	37,110	12	27,480	12	21,300	12	17,310	12	14,470	12	9,450	12	7,360	12
5	46,540	15	38,890	12	28,840	12	22,460	12	18,260	12	15,420	12	10,280	12	7,780	12
6	48,840	21	40,670	15	30,310	12	23,710	12	19,210	12	16,370	12	11,210	12	8,200	12
7	51,150	24	42,450	18	31,770	12	24,970	12	20,260	12	17,310	12	12,150	12	8,820	12
8	53,450		44,230	24	33,550	12	26,220	12	21,300	12	18,260	12	12,680	12	9,450	12
9			46,540	24	35,330	12	27,480	12	22,460	12	19,210	12	13,530	12	10,280	12
10			48,840		37,110	18	28,840	15	23,710	12	20,260	12	14,470	12	11,210	12
11					38,890	21	30,310	18	24,970	18	21,300	18	15,420	12	12,150	12
12					40,670	24	31,770	21	26,220	18	22,460	18	16,370	15	12,680	12
13					42,450		33,550	24	27,480	21	23,710	21	17,310	15	13,530	12
14							35,330		28,840	21	24,970	21	18,260	18	14,470	15
15									30,310	24	26,220	24	19,210	18	15,420	18
16									31,770		27,480	24	20,260	18	16,370	21
17											28,840		21,300	21	17,310	21
18													22,460	24	18,260	24
19													23,710	24	19,210	24
20													24,970		20,260	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表 (一)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸 月	昇給 月	俸 月	昇給 月	俸 月	昇給 月	俸 月	昇給 月	俸 月	昇給 月
1	34,180	12	23,920	12	17,740	12	13,400	12	8,200	12
2	35,860	12	25,390	12	18,890	12	14,150	12	8,820	12
3	37,530	12	26,850	12	20,150	12	15,000	12	9,450	12
4	39,210	12	28,320	12	21,410	12	15,840	12	10,080	12
5	40,880	12	29,780	12	22,660	12	16,790	12	11,120	12
6	42,560	12	31,250	12	23,920	12	17,740	12	12,260	12
7	44,230	12	32,720	12	25,390	12	18,890	12	13,400	12
8	45,910	12	34,180	12	26,850	12	20,150	12	14,150	12
9	47,580	12	35,860	12	28,320	12	21,410	12	15,000	12
10	49,260	15	37,530	12	29,780	12	22,660	15	15,840	12
11	50,940	21	39,210	12	31,250	15	23,920	18	16,790	15
12	52,610	24	40,880	18	32,720	18	25,390	18	17,740	18
13	54,290	24	42,560	21	34,180	21	26,850	18	18,890	18
14	55,960		44,230	24	35,860	24	28,320	21	20,150	18
15			45,910		37,530		29,780	24	21,410	18
16							31,250		22,660	18
17									23,920	21
18									25,390	24
19									26,850	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

号 俸	職 の 等 級	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
		俸 給 月 額	昇 給 期 間	月	俸 給 月 額	昇 給 期 間	月	俸 給 月 額	昇 給 期 間	月	俸 給 月 額	昇 給 期 間	月
1		17,840	12	月	12,800	12	月	9,030	12	月	6,330	12	月
2		18,790	12	月	13,850	12	月	9,660	12	月	6,730	12	月
3		19,730	12	月	14,900	12	月	10,290	12	月	7,150	12	月
4		20,780	12	月	15,940	12	月	11,130	12	月	7,570	12	月
5		21,830	12	月	16,890	12	月	11,970	12	月	7,990	12	月
6		22,870	12	月	17,840	12	月	12,800	12	月	8,410	12	月
7		23,920	12	月	18,790	12	月	13,850	12	月	9,030	12	月
8		24,970	15	月	19,730	12	月	14,900	12	月	9,660	12	月
9		26,020	15	月	20,780	12	月	15,940	12	月	10,290	12	月
10		27,060	18	月	21,830	12	月	16,890	12	月	11,130	12	月
11		28,110	18	月	22,870	15	月	17,840	15	月	11,970	12	月
12		29,160	18	月	23,920	18	月	18,790	18	月	12,800	12	月
13		30,200	18	月	24,970	18	月	19,730	18	月	13,850	12	月
14		31,250	18	月	26,020	18	月	20,780	18	月	14,900	15	月
15		32,300	21	月	27,060	21	月	21,830	18	月	15,940	18	月
16		33,340	21	月	28,110	21	月	22,870	21	月	16,890	18	月
17		34,390	24	月	29,160	24	月	23,920	21	月	17,840	21	月
18		35,440	24	月	30,200	24	月	24,970	24	月	18,790	21	月
19		36,490			31,250			26,020	24	月	19,730	24	月
20								27,060			20,780	24	月
21											21,830		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

号 俸	職 の 等 級	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間
1		60,360	31,460	12	20,360	12	月	16,790	12	月	11,310	12	月	8,200	12	月	8,200	12	月
2		62,870	33,140	12	21,830	12	月	17,950	12	月	12,060	12	月	8,820	12	月	8,820	12	月
3		65,390	34,810	12	23,290	12	月	19,100	12	月	13,000	12	月	9,660	12	月	9,660	12	月
4		67,900	36,490	12	24,760	12	月	20,360	12	月	13,950	12	月	10,430	12	月	10,430	12	月
5		70,410	38,160	12	26,430	12	月	21,830	12	月	14,900	12	月	11,310	12	月	11,310	12	月
6		72,920	39,840	12	28,110	12	月	23,290	12	月	15,840	12	月	12,060	12	月	12,060	12	月
7		75,440	41,510	12	29,780	12	月	24,760	12	月	16,790	12	月	13,000	12	月	13,000	12	月
8		78,580	43,190	12	31,460	12	月	26,430	12	月	17,950	12	月	13,950	12	月	13,950	12	月
9		81,720	44,860	12	33,140	12	月	28,110	15	月	19,100	15	月	14,900	15	月	14,900	15	月
10			46,540	12	34,810	12	月	29,780	15	月	20,360	15	月	15,840	15	月	15,840	15	月
11			48,210	12	36,490	12	月	31,460	15	月	21,830	15	月	16,790	15	月	16,790	15	月
12			49,890	12	38,160	15	月	33,140	15	月	23,290	15	月	17,950	15	月	17,950	15	月
13			51,980	12	39,840	15	月	34,810	15	月	24,760	18	月	19,100	18	月	19,100	18	月
14			54,080	15	41,510	15	月	36,490	15	月	26,430	18	月	20,360	18	月	20,360	18	月
15			56,170	15	43,190	15	月	38,160	15	月	28,110	18	月	21,830	18	月	21,830	18	月
16			58,270	15	44,860	18	月	39,840	15	月	29,780	18	月	23,290	18	月	23,290	18	月
17			60,360	18	46,540	21	月	41,510	15	月	31,460	21	月	24,760	21	月	24,760	21	月
18			62,870	21	48,210	21	月	43,190	18	月	33,140	21	月	26,430	21	月	26,430	21	月
19			65,390	24	49,890	24	月	44,860	21	月	34,810	24	月	28,110	24	月	28,110	24	月
20			67,900		51,980			46,540	24	月	36,490	24	月	29,780	24	月	29,780	24	月
21								48,210	24	月	38,160			31,460			31,460		
22								49,890											

備考 (一) この表は、大学及び専科大学並びにこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

(三) 大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものについては、2等級の15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

(四) 大学院を置く大学の助教授で人事院規則で定めるものについては、3等級の13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

□ 教育職俸給表(二)

号 俸	職 務 の 等 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1		27,060	12	11,310	12	7,360	12
2		28,320	12	12,060	12	7,780	12
3		29,580	12	13,000	12	8,200	12
4		30,830	12	13,950	12	8,820	12
5		32,090	12	14,900	12	9,650	12
6		33,340	12	15,840	12	10,480	12
7		34,920	12	16,790	12	11,310	12
8		36,490	12	17,740	12	12,060	12
9		38,060	12	18,690	12	13,000	12
10		39,630	12	19,730	12	13,950	12
11		41,200	12	20,780	12	14,900	12
12		42,770	12	21,830	12	15,840	12
13		44,340	12	22,870	12	16,790	12
14		45,910	12	23,920	12	17,740	12
15		47,480	12	24,970	12	18,690	12
16		49,050	18	26,020	12	19,730	12
17		50,620	21	27,060	12	20,780	12
18		52,190	21	28,320	12	21,830	12
19		53,760	24	29,580	12	22,870	15
20		55,330		30,830	12	23,920	18
21				32,090	12	24,970	18
22				33,340	12	26,020	18
23				34,920	12	27,060	24
24				36,490	15	28,320	24
25				38,060	15	29,580	
26				39,630	15		
27				41,200	15		
28				42,770	18		
29				44,340	21		
30				45,910	21		
31				47,480	24		
32				49,050			

備考 この表は、専科大学及び高等学校並びにこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	21,300 ^円	12 ^月	8,820 ^円	12 ^月	7,360 ^円	12 ^月
2	22,350	12	9,650	12	7,780	12
3	23,400	12	10,480	12	8,200	12
4	24,440	12	11,310	12	8,820	12
5	25,490	12	11,950	12	9,650	12
6	26,540	12	12,680	12	10,480	12
7	27,690	12	13,530	12	11,310	12
8	28,950	12	14,470	12	11,950	12
9	30,200	12	15,420	12	12,680	12
10	31,460	12	16,370	12	13,530	12
11	32,720	12	17,310	12	14,470	12
12	33,970	12	18,260	12	15,420	12
13	35,230	12	19,210	12	16,370	12
14	36,490	12	20,260	12	17,310	12
15	37,740	12	21,300	12	18,260	12
16	39,000	12	22,350	12	19,210	18
17	40,570	12	23,400	12	20,260	18
18	42,140	15	24,440	12	21,300	21
19	43,710	18	25,490	12	22,350	21
20	45,280	21	26,540	12	23,400	24
21	46,850	21	27,690	12	24,440	
22	48,420	24	28,950	12		
23	49,990		30,200	15		
24			31,460	15		
25			32,720	15		
26			33,970	15		
27			35,280	15		
28			36,490	15		
29			37,740	18		
30			49,000	21		
31			40,570	21		
32			42,140	24		
33			43,710			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸給月額	昇給期間	月	俸給月額	昇給期間	月	俸給月額	昇給期間	月	俸給月額	昇給期間	月	俸給月額	昇給期間	月	俸給月額	昇給期間	月	俸給月額	昇給期間	月
1	60,360		12	38,890		12	27,480		12	19,210		12	12,150		12	10,880		12	6,830		12
2	62,870		12	40,670		12	28,840		12	20,260		12	12,780		12	11,410		12	7,040		12
3	65,390		12	42,450		12	30,310		12	21,300		12	13,630		12	12,150		12	7,360		12
4	67,900		12	44,230		12	31,770		12	22,460		12	14,470		12	12,780		12	7,780		12
5	70,410		12	46,540		12	33,550		12	23,710		12	15,420		12	13,630		12	8,200		12
6	72,920		12	48,840		12	35,330		12	24,970		12	16,370		12	14,470		12	9,020		12
7	75,440		12	51,150		12	37,110		12	26,220		12	17,310		12	15,420		12	9,950		12
8	78,580		12	53,450		12	38,890		12	27,480		12	18,260		12	16,370		12	10,880		12
9	81,720		15	55,750		15	40,670		12	28,840		12	19,210		12	17,310		12	11,410		12
10			21	58,060		21	42,450		12	30,310		12	20,260		12	18,260		12	12,150		12
11			24	60,360		24	44,230		12	31,770		12	21,300		12	19,210		12	12,780		15
12				62,870			46,540		15	33,550		12	22,460		12	20,260		12	13,630		18
13							48,840		21	35,330		12	23,710		12	21,300		12	14,470		21
14							51,150		24	37,110		15	24,970		12	22,460		18	15,420		24
15							53,450			38,890		18	26,220		12	23,710		18	16,370		
16										40,670		18	27,480		12	24,970		18			
17										42,450		18	28,840		12	26,220		21			
18										44,230		24	30,310		12	27,480		21			
19										46,540		24	31,770		18	28,840		24			
20										48,840			33,550		18	30,310		24			
21													35,330		21	31,770					
22													37,110		24						
23													38,890		24						
24													40,670								

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸給月額	昇給期間	月	俸給月額	昇給期間	月	俸給月額	昇給期間	月	俸給月額	昇給期間	月	俸給月額	昇給期間	月
1	60,360		12	39,840		12	28,110		12	19,200		12	12,560		12
2	62,870		12	41,510		12	29,780		12	20,360		12	13,600		12
3	65,390		12	43,190		12	31,460		12	21,830		12	14,450		12
4	67,900		12	44,860		12	33,140		12	23,290		12	15,300		12
5	70,410		12	46,540		12	34,810		12	24,760		12	16,140		12
6	72,920		12	48,210		12	36,490		12	26,430		12	16,990		12
7	75,440		12	49,890		12	38,160		12	28,110		12	18,050		12
8	78,580		12	51,980		12	39,840		12	29,780		12	19,200		12
9	81,720		12	54,080		12	41,510		12	31,460		12	20,360		12
10			15	56,170		15	43,190		12	33,140		12	21,830		12
11			21	58,270		21	44,860		18	34,810		12	23,290		12
12			24	60,360		24	46,540		18	36,490		15	24,760		12
13				62,870			48,210		18	38,160		15	26,430		12
14							49,890		21	39,840		18	28,110		15
15							51,980		24	41,510		18	29,780		15
16							54,080			43,190		18	31,460		15
17										44,860		21	33,140		15
18										46,540		24	34,810		15
19										48,210			36,490		18
20													38,160		21
21													39,840		24
22													41,510		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1	35,330	12	24,970	12	14,470	12	10,680	12	8,200	12	7,040	12
2	37,110	12	26,220	12	15,420	12	11,210	12	9,020	12	7,360	12
3	38,890	12	27,480	12	16,370	12	11,950	12	9,850	12	7,780	12
4	40,670	12	28,840	12	17,310	12	12,680	12	10,680	12	8,200	12
5	42,450	12	30,310	12	18,260	12	13,530	12	11,210	12	9,020	12
6	44,230	18	31,770	12	19,210	12	14,470	12	11,950	12	9,850	12
7	46,540	21	33,550	12	20,260	12	15,420	12	12,680	12	10,680	12
8	48,840	24	35,330	12	21,300	12	16,370	12	13,530	12	11,210	15
9	51,150	24	37,110	18	22,460	12	17,310	12	14,470	12	11,950	21
10	53,450		38,890	21	23,710	12	18,260	12	15,420	12	12,680	24
11			40,670	24	24,970	12	19,210	12	16,370	12	13,530	
12			42,450	24	26,220	12	20,260	12	17,310	12		
13			44,230		27,480	15	21,300	12	18,260	12		
14					28,840	18	22,460	18	19,210	18		
15					30,310	18	23,710	18	20,260	21		
16					31,770	21	24,970	21	21,300	21		
17					33,550	24	26,220	21	22,460	24		
18					35,330		27,480	24	23,710	24		
19							28,840	24	24,970			
20							30,310					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1	19,420	12	14,580	12	10,070	12	7,470	12
2	20,470	12	15,630	12	10,590	12	8,090	12
3	21,510	12	16,580	12	11,230	12	8,710	12
4	22,560	12	17,520	12	11,970	12	9,340	12
5	23,610	12	18,470	12	12,800	12	10,070	12
6	24,650	12	19,420	12	13,640	12	10,590	12
7	25,700	12	20,470	12	14,580	12	11,230	12
8	26,750	12	21,510	12	15,630	12	11,970	12
9	28,000	12	22,560	12	16,580	12	12,800	12
10	29,260	18	23,610	12	17,520	12	13,640	15
11	30,520	18	24,650	18	18,470	18	14,580	18
12	31,770	21	25,700	18	19,420	21	15,630	21
13	33,030	21	26,750	21	20,470	24	16,580	24
14	34,290	24	28,000	21	21,510	24	17,520	24
15	35,540	24	29,260	24	22,560		18,470	
16	36,800		30,520	24				
17			31,770					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十四年四月九日 衆議院會議録第三十七号 揮発油税法の一部を改正する法律案(参議院回付)外七案 社会教育法等の一部を改正する法律案

九六六

文部省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十四年四月八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤謙五郎殿

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和三十四年四月一

日から施行する。

總理府設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十四年四月八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤謙五郎殿

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和三十四年四月一

日から施行する。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十四年四月八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤謙五郎殿

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、昭和三十四年四月一

日から施行する。

〇議長(加藤謙五郎君) これより採決に入ります。

まず、揮発油税法の一部を改正する法律案の参議院回付案、地方道路税法の一部を改正する法律案の参議院回付案、物品税法の一部を改正する法律案の参議院回付案、国民年金法案の参議院回付案、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の参議院回付案、右五案を一括して採決いたします。五案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(加藤謙五郎君) 起立多数。よつて、五案とも参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

次に、文部省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、總理府設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右三案を一括して採決いたします。三案の参議院の

修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、三案とも参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

日程第一 社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

〇議長(加藤謙五郎君) 日程第一、社会教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長白井莊一君。

社会教育法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

社会教育法等の一部を改正する法律

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の六」に改める。

第五条第四号中「博物館」の下に、「青年の家」を加える。

第九条の二を次のように改める。

社会教育主事及び社会教育主事補の設置

第九條の二 都道府県及び市町村の教育委員会事務局長に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く。但し、町村の教育委員会事務局長には、社会教育主事補を置かないことができる。

第九條の四に次の一号を加える。

四 第九條の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前各号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

第九條の五を次のように改める。

第九條の五 社会教育主事の講習は、文部大臣又は文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関若しくは都道府県の教育委員会が行う。

受費資格その他の社会教育主事の講習に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第二章中第九條の五の次に次の一条を加える。

社会教育主事及び社会教育主事補の研修

第九條の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権

者が行ふもののほか、文部大臣及び都道府県の教育委員会が行う。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第十七條に次の一項を加える。

三 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に關する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

第二十一條に次の一項を加える。

三 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

第二十三條の次に次の一条を加える。

(公民館の基準)

第二十三條の二 文部大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

文部大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

第二十七條第一項中「その他」を

「主事その他」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八條第一項中「その他」を、主事その他に改める。

第二十八條の次に次の一條を加える。

(公民館の職員の研修)

第二十八條の二 第九條の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

第二十九條第一項に次のただし書を加える。

但し、二以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該二以上の公民館について一の公民館運営審議会を置くことができる。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十五條及び第三十六條を次のように改める。

(公民館の補助)

第三十五條 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十六條 削除

附則第六項を削る。

(図書館法の一部改正)

第二條 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「並びに第十九條」を削る。

第二十條を次のように改める。

(図書館の補助)

第二十條 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

(博物館法の一部改正)

第三條 博物館法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「並びに第十九條」を削る。

第二十四條及び第二十五條を次のように改める。

(博物館の補助)

第二十四條 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五條 削除

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中社会教育法第十九條、第三十二條、第三十五條及び第三十六條の改正規定、第二条、第三条並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(社会教育主事の経路規定)

2 この法律(前項ただし書に係る部分を除く)の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九條の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

(社会教育法の一部を改正する法律の一部改正)

3 社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

4 前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の社会教育法の一部を改正する法律附則第六項の規定により社会教育主事の職にあつた者は、この法律による改正後の社会教育法第九條の四の規定にかかわらず、社会教育主事となる資格を有するものとする。

理由

社会教育の振興を図るため、市町村に社会教育主事を置くこととし、その資格及び養成に關する規定を整備するとともに、新たに公民館の基準に關する規定を設け、その他公民館、図書館及び博物館に係る国の補助に關する規定等の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

社会教育法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十四年三月十一日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長加藤鐵五郎殿

(參議院送付案中同院修正に係る条
文を掲ぐ。小字及び「は修正」
は修正)

(社会教育法の一部改正)

第一條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九條の五」を「第九條の六」に改める。

第五條第四号中「博物館」の下に「青年の家」を加える。

第九條の二を次のように改める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九條の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く。但し、町村の教育委員会の事務局には、社会教育主事補を置かないことができる。

第九條の四に次の一号を加える。

四 第九條の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く)で、社会教育に關する専門的事項について前各号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

第九條の五を次のように改める。

九六七

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部大臣又は文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関若しくは都道府県教育委員会が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に關し必要な事項は、文部省令で定める。
第二章中第九条の五の次に次の一条を加える。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部大臣及び都道府県教育委員会が行う。

第十三条を次のように改める。

(社会教育審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部大臣が社会教育審議会の、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の會議の意見を聞いて行わなければならない。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に關する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他

関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十一条に次の一項を加える。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。
第二十三条の次に次の一条を加える。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部大臣及び都道府県教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

第二十七条第一項中「その他」を「主事その他」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条第一項中「その他」を「主事その他」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

第二十九条第一項に次のただし書を加える。

但し、二以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該二以上の公民館について一の公民館運営審議会を置くことができる。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十五条及び第三十六条を次のように改める。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

附則第六項を削る。

社会教育法等の一部を改正する法律案に対する修正案
社会教育法等の一部を改正する法律案に対する修正

社会教育法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項ただし書を削る。

附則第二項中「前項ただし書に係る部分を除く。」を削る。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 ただいま議題となりました、内閣の提出にかかる社会教育法等の一部を改正する法律案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、參議院の先議でありまして、同院においては、去る三月十一日、自由民主党、日本社会党、緑風会の三派共同提案によりこれを修正議決し、即日本院に送付されたものであります。

その要旨を簡単に申し上げますと、

第一は、従来市町村においては任意設置となつてゐる社会教育主事及び同主事補を必置制に改め、これが養成のための講習実施者の範圍を広げて、教育に關する学科を有する大学学部に限ることなく、文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関においても行い得ることとしたことであります。

第二は、現行法では、社会教育関係団体に対する国及び地方公共団体の補助金支出が禁止されてゐますので、今回この規定を削除し、今後、憲法の許

す範圍内で補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育審議会等の意見を聞いてから行ふべきことを規定したことでありまして。

第三は、文部大臣が公民館の設置及び運営上必要な基準を定め、文部大臣及び都道府県教育委員会は、市町村の公民館が右の基準に従つて設置され、運営されるより必要な指導、助言、その他の援助に努めること等を規定したことでありまして。

第四は、従来、社会教育委員の職務は、教育委員会に対し助言することでありましたが、今後、市町村の社会教育委員は、この職務のほかに、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に關する特定の事項について、社会教育関係団体等に対して指導、助言を行うことができることを規定するとともに、社会教育委員、公民館運営審議会委員等に報酬を支給できるよう規定を改めたことであります。

第五は、公民館、図書館及び博物館に關する国庫補助の規定を整備したことでありまして。

以上が本案の主要点であります。本案は、昨年十二月十日當委員会に予備付託せられ、去る三月十一日本付託となり、同月十三日文部大臣から趣旨説明、社会教育局長から補足説明を聴取いたし、さらに、同月十八日、參議院文教委員會議事松永忠二君から修正趣旨の説明を聴取いたしました。

当委員会は、本案の重要性にかんがみ、慎重に審議を進め、同月三十一日には井手成三君外三名の参考人を招致して本案に対する意見を聴取し、続いて、これらの参考人に対し、憲法第八十九条との関係、社会教育関係団体の現況等について活発な質疑が行われました。

翌四月一日、文部大臣に対する質疑の続行中、西村力弥君外三名から、本案に対する修正案が提出されました。これは、さきに申し上げました参議院における修正に対し再修正をなさんとするものであります。直ちに提出者からの趣旨説明を聴取し、続いて本案及び同修正案を一括議題として審議に入りました。

かくて、永山忠則君から両案に対する質疑打ち切りの動議が提出され、起立多数をもって可決されました。

次いで、四月三日、永山忠則君から、本案の施行期日に関する部分について修正案が提出されました。四月一日を待つて施行することを規定してあったものでありますが、現在はずでにその四月一日を経過しているため、これを公布の日から施行することに改めようとするものであります。この修正案に対しては、別に質疑もなく、直ちに一括して討論に移り、自由民主党を代表して加藤精三君から、本案並びに永山修正案に対する賛成の討論がありました。

続いて採決に入り、西村力弥君外三名提出の修正案はこれを否決し、永山忠則君提出の修正案並びに同修正案による修正部分を除く原案は起立総員をもって可決されました。

本案の審議に際して若干の混雑を見ましたことは、まことに遺憾であります。以上申し上げました経緯によつて、同法案は永山忠則君の修正案の通り修正議決されました。

その詳細は会議録によつて御承知を願うことといたし、以上をもって御報告といたします。(拍手)

○議長(加藤精三郎君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤精三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

○議長(加藤精三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	岸 信介君
外務大臣	藤山愛一郎君
大蔵大臣	佐藤 榮作君
文部大臣	橋本 龍伍君
厚生大臣	坂田 道太君

農林大臣 三浦 一雄君
國務大臣 青木 正君
國務大臣 伊能繁次郎君
國務大臣 山口喜久一郎君
出席政府委員

人事院事務総 瀧本 忠男君
局給与局長
人事院事務総 矢倉 一郎君
局職員局長
総理府総務長官 松野 頼三君
法務政務次官 木島 虎蔵君

○朗読を省略した報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

最低賃金法

接収貴金属等の処理に関する法律

(通知書受領)

一、昨八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

へい獸処理場等に関する法律の一部を改正する法律

消費生活協同組合法の一部を改正する法律

法律

農林漁業基本問題調査会設置法

厚生省設置法の一部を改正する法律

律

輕機械の輸出の振興に関する法律

小売商業調整特別措置法

纖維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律

正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

一部を改正する法律

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律

部を改正する法律

首都高速道路公団法

石炭産業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

法律

恩給法の一部を改正する法律

公営住宅法の一部を改正する法律

一、昨八日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十四年度一般会計予算補正(第一号)

一、昨八日河野参議院事務局長から鈴木事務局長宛、参議院は裁判官訴訟追委員中山福蔵君の辞任を許可しその補欠として森八三三君を、また、同委員本多市郎君の逝去に伴う補欠として大谷登潤君をそれぞれ選任した旨の通知書を受領した。

(報告書受領)

一、昨八日内閣から国際労働機関憲章第十九条の規定による次の報告書を受領した。

千九百五十八年の国際労働機関第四十一回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書

千九百五十八年の国際労働機関第四十二回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書

(政府委員発令通知受領)

一、昨八日岸内閣総理大臣から加藤議長宛、同日(国家消防本部総務課長)横山和夫および(文部大臣官房会計参事官)天城勲の政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

小金 義照君	綱 綱 彌三君
始関 伊平君	田中 龍夫君
田村 元君	高橋 等君
富田 健治君	橋本 正之君
西尾 末廣君	綾部健太郎君
鹿野 彦吉君	木倉和一郎君
小林 絹治君	佐々木盛雄君
坂田 英一君	綱島 正興君
濱地 文平君	

法務委員

大妻 健君

岡田 春夫君

昭和三十四年四月九日 衆議院會議録第三十七号 朗読を省略した報告

中村 梅吉君 外務委員 大蔵委員 荒木萬壽夫君 進藤 一馬君 中村 梅吉君 大蔵 健君 高橋 英吉君 増田甲子七君 文教委員 天野 光晴君 渡海元三郎君 農林水産委員 網島 正興君 商工委員 木倉和一郎君 高橋 等君 小西 寅松君 運輸委員 三木 武夫君 予算委員 決算委員 村上 勇君 荒木萬壽夫君 (常任委員補欠選任) 一、去る七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 坂田 英一君 横地 文平君 鹿野 彦吉君 佐々木盛雄君 網島 正興君 木倉和一郎君	小林 絹治君 高田 富之君 田村 元君 富田 健治君 小金 義照君 始岡 伊平君 法務委員 中村 梅吉君 大蔵 健君 外務委員 大蔵委員 村上 勇君 増田甲子七君 大蔵 健君 中村 梅吉君 西村 英一君 進藤 一馬君 文教委員 三木 武夫君 北村徳太郎君 農林水産委員 田中 龍夫君 商工委員 高橋 等君 小西 寅松君 木倉和一郎君 運輸委員 西村 英一君 予算委員 決算委員 村上 勇君 荒木萬壽夫君 河野 密君	一、昨八日議員から提出した議案は次の通りである。 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十二名提出) (議案受領) 一、去る七日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。 栄養士法の一部を改正する法律案 一、昨八日衆議院から受領した同院提出案は次の通りである。 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、去る七日予備審査のため衆議院から送付された議案は次の委員会に付託された。 栄養士法の一部を改正する法律案 (藤田藤太郎君外六名提出、参法第一四号)(予) 社会労働委員会 付託 一、昨八日委員会に付託された議案は次の通りである。 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一号) 内閣委員会 付託 (議案送付) 一、去る七日衆議院に送付した本院提出案は次の通りである。	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 一、去る七日衆議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案 恩給法の一部を改正する法律案 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案 農地被買収者問題調査会設置法案 賠償等特別債務処理特別会計法の一部を改正する法律案 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 (議案通知) 一、去る七日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。 最低賃金法案 一、去る七日衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 接収貴金属等の処置に関する法律案 (回付議案受領) 一、昨八日衆議院から回付された内閣提出案は次の通りである。	文部省設置法の一部を改正する法律案 揮発油税法の一部を改正する法律案 地方道路税法の一部を改正する法律案 物品税法の一部を改正する法律案 国民年金法案 総理府設置法の一部を改正する法律案 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 大蔵省設置法の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) 一、昨八日衆議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 へい獸処理場等に関する法律の一部を改正する法律案 一、昨八日衆議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 消費生活協同組合法の一部を改正する法律案 農林漁業基本問題調査会設置法案 厚生省設置法の一部を改正する法律案 軽機械の輸出の振興に関する法律案 小売商業特別措置法案
--	--	--	--	--

修繕工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和三十四年度一般会計予算補正

(第1号)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

首都高速道路公団法案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

公営住宅法の一部を改正する法律案

一、昨八日参議院から、次の参議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案

昭和三十四年四月九日 衆議院會議録第三十七号

九七二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し原書紙は二十円)
(送料共)
発行所 東京都新宿区山王木村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一